

○千葉経済大学学位規程

平成27年4月1日

学長決定

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学が授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

学科及び専攻の名称	専攻分野の名称
経 済 学 科	経 済 学
経 営 学 科	経 営 学
経 済 学 専 攻	経 済 学

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

2 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(学位記の授与)

第4条 学長は、前条の規定により学位を授与される者に学位記を授与する。

(修士論文の提出)

第5条 本大学院に1年以上在学し、16単位以上修得した者は、修士論文を提出することができる。

2 前項の規定により修士論文を提出しようとする者は、修士課程の第2年次始めにおいて、論文の主題及びその研究計画について記載した研究計画書を作成し、自己の研究指導を行う教授(以下「指導教授」という。)を通じて大学院委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 修士論文は、1編とし、製本したものを3部作成し、修士課程の在学期間中に指導教授を通じて大学院委員会に提出しなければならない。

(論文審査委員会)

第6条 修士論文の審査を行うため、論文審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、主査1人、副査2人をもって構成する。

3 主査は、指導教授とし、副査は、大学院委員会が大学院の教授及び准教授のうちから委嘱する。

4 大学院委員会は、修士論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(修士論文の審査及び最終試験)

第7条 委員会は、修士論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された修士論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 委員会は、審査のため必要があるときは、当該論文の提出者に対し、その参考論文その他の資料の提出を求めることができる。

4 修士論文の審査及び最終試験は、修士課程の在学期間中にこれを終了する。

(論文審査委員会の報告)

第8条 修士論文の審査及び最終試験が終了したときは、委員会は、当該論文の内容及び審査の要旨並

びに最終試験の結果に学位授与の可否についての意見を添えて、大学院委員会に速やかに文書で報告しなければならない。

(学位授与等の可否)

第9条 大学院委員会は、前条の報告に基づき、修士論文の審査及び最終試験並びに学位授与の可否について議決しなければならない。

2 前項の議決については、構成員の3分の2以上の者が出席し、その3分の2以上の者の同意がなければならない。この場合において、文書により他の構成員に委任した者は、出席した者とみなす。

(学位の名称の使用)

第10条 学位を授与された者が、当該学位の名称を用いるときは、当該学位の名称に「千葉経済大学」の名称を付記して用いなければならない。

(学位授与の取消し)

第11条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会又は大学院委員会の意見を聴いて学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

2 前項の議決については、第9条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第12条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書に、別に定める手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(学位記の様式)

第13条 学位記の様式は、別記様式第1、別記様式第2及び別記様式第3のとおりとする。

(実施の細目)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。